

中世に於ける南都繪所の研究

森末義彰

目次

- 一 はしがき
- 二 南都繪所の成立とその發展
 - イ 吐田座
 - ロ 芝座
 - ハ 松南院座
 - ニ 東大寺繪佛師その他(以上本號)
 - 三 應仁亂後の繪所座
 - イ 吐田座とその嫡流の衰退
 - ロ 松南院座の轉身
 - ハ 芝座
 - 四 繪所座の内容
- 五 繪所座の從屬關係
 - 六 繪所座の社寺に於ける地位
 - イ 所屬院家に於ける場合
 - ロ 興福寺に於ける場合
 - ハ 春日社に於ける場合
 - ニ 東大寺に於ける場合
 - ホ 法隆寺に於ける場合
 - ヘ その他に於ける場合
 - 七 繪所座の經濟生活
 - ハ 結び

一 はしがき

奈良朝時代を通じて盛大を極めた南都佛教も、平安奠都に依つて國家の諸般の中心が南都から京都に移行した結果、その衰微の第一歩を踏み出すのであるが、それ等の事情よりも南都佛教にとつて大きな痛手となつたものは、最澄・空海に依る密教の輸入であつた。徒らに教理の研究のみに流れて、信仰といふよりも寧ろ學問として遊戯化した南都佛教が、鎮護國家・現世利益を標榜して立つた密教に、その年來獨歩の地位を奪はれるのは寧ろ當然の歸結であつた。

中世に於ける南都繪所の研究

然してこの密教の信仰に於いては、南都佛教のそれに於けるが如く、その對象を佛像に置かず、その祈禱の對象——即ち本尊として——殆んど總ての場合に曼荼羅等の如き繪像が用ひられた事は、一つの注意すべき事實であらう。その事に就いては、最澄が天台密教をたづさへて歸朝參内するや、朝廷に於いては直ちに畫工に命じて、密教の祈禱本尊たる毘盧遮那佛像一幅・大曼荼羅一幅及び寶蓋一幅を描かしめられた事實があり、(叡山大師傳)この事實は前述の事情を説明して猶餘りあるものがあらう。従つてこの密教の傳來といふ一箇の歴史的事實は、他面我が繪畫史上に於いても亦一つの重要な時期を劃したものと云ひ得るであらう。右の曼荼羅の場合に於いて見られる如く、密教寺院に於いて最も重要視されたものは繪像であつて、之は教理と實踐とを結合させる爲には、立體的な彫像等の如き形式に依るよりも、平面的乍ら比較的複雑な思想をも表現出來、且つ俗眼に入り易い繪畫の形式を藉りる事が、その本來の目的遂行の爲により捷徑であつた事に依るものであらう。かゝる密教信仰に於ける状態は、その盛行弘通に従つて、非常に多くの繪像が必要とせらるゝに至り、その結果これ等の寺院内に佛畫を描く事を職業とする、専門的な佛畫師——即ち繪佛師なる特殊な一階級の出現を見るに至るのである。この傾向が上代末期から中世初期に至つて、益々盛大を極め、その結果密教寺院はこれ等の繪佛師を包容する繪所なる一つの職制を、その寺院組織の中に持つに至るのである。この繪所は中世に於いては、經濟史上に於いて中世的な特殊の存在として論議されて居

る、商工人等の場合に於けるが如き、座の形式に依つて、その特權的地位を確保するに至るのであるが、今こゝに考察の對象とする南都繪所座も、中世藝術史上に於けるその代表的な一例と見る事が出来る。

南都佛教の淵藪であり、その代表者と認めらるべき南都の寺院が、然らば何故に密教的な繪所なる職制をその寺院組織の中に採用するに至つたか。これが解決は極めて簡單である。即ち密教の盛行に依つて、その存在理由を失つた南都佛教が、その類勢に善處せんが爲に、徐々に密教化して來た爲であつて、南都佛教が密教と同様に、現世祈禱を主とするに至り、密教寺院に於けると同様な、佛畫を専門とする繪所を必要とするに至つたのである。この事は一面南都佛教の密教への全面的屈服を意味するものであらうと思ふ。

勿論古く奈良朝時代に於いて、東大寺はその造寺司の組織の中に畫工司を有し、その中に東大寺直屬を示す東大寺司人・里人等の存在を見るが、(竹内理三 上代寺院經濟史の研究、造寺司の社會經濟史的考察三〇頁)それ等が平安奠都後も東大寺に所屬して、その需要に應じて居たものと考へられないでもないが、少くともこゝに述べ様とする中世の南都繪所座に於いては、上述の様な事情がその成立の基礎となつた事は明らかである。かゝる事情の外に、我々は南都の繪所座の成立に直接の關係を持つ二三の事情のある事を忘れてはならない。

その第一は興福寺に於ける二大院家の成立である。上代の中頃大僧都定昭に依つて、興福寺内に創立されたのは、まづ一乘院であつて、大乘院寺社雜事記(註)文明二年四月廿五日の條に載せられた一乘院の院主次第に依れば

本願大僧都定昭

藤原氏、左京人、仁顯僧都弟子、又寬空僧正受法弟子、兼學眞言・法相宗、東寺一長者、興福寺別當、建立一乘院矣、

とあつて、一乘院創立時代に於いて、南都佛教が既に密教の洗禮を受けて居た事を示して居る。この一乘院はその後漸次盛大となり、この後法印權大僧都隆禪に依つて草創された大乘院と共に、中世に入つては興福寺を左右する二大勢

力となるのである。この兩院家の繁盛はその院家に直屬する繪所座を所有するに至る素地を成すものであつて、中世の南都繪所座にとつては、この兩院家はその母胎の役をなすものと認むべきである。

更に南都繪所座の成立に、一層直接的關係を持つものに、治承の兵火に依つて焼失した東大・興福兩寺の復興事業のあつた事も忘れられてはならない。この事業は單に俊乘坊重源なる一私僧の勸進にかゝるものではあつたが、その後には公武の絶大なる支持があり、その規模の大きは、將に國家的大事業に匹敵すべきものがあり、従つてこれに従事した木・繪兩佛師の數も亦夥しいものであり、殆んど全國的にこれ等の名工を網羅したものと見られるのである。この事業が南都繪所座成立に取つて一つの重要な契機を成した事は、後に大乘院方吐田座の始祖となつた有尊が、小佛師十四人を引率して之に参加して居る事實が明白に物語つて居る。(東大寺續要 錄、造佛篇)

この他の南都繪所座も亦、この時期と前後して成立したものである事は、以下説述する所に依つて明らかになるものであるが、然らば之等の繪佛師の一團が何時頃から座を形成して居たであらうか。それに就いては、現在の所明白な解答を出し得ないが、東大寺再興の場合に於いて、繪大佛師に付屬して十數人の小佛師が明示されて居る事は、この問題に就いて漠然とはして居るが一つの解答を與へるものではあるまいかと思はれる。然し繪所座なる名稱がはつきり記録の上に出現して來るのは、猶時代が下るものであつて、現在の管見に於いては、文永八年に記録されたと認め得べき、簡要類聚抄第三に、正月門跡に參賀して菓子・酒等を與へられる諸座・寄人の中に、鑄物師・葺工・繪物師等の如き工人の座と共に、繪所座なる記載のあるものを最古とする。この事は然し當時に於いては恒例となつて居たものであつて、繪所の座としての成立はもつと古く、或は先にも推測した如く、鎌倉初期に溯り得るものと見てよいのであるまいかと思ふ。

註 この後單に雜事記と記し、或は出典を示す場合に、單に年月日のみを記したものと

は、大乘院寺社雜事記中の尋尊大僧正記を示したものであり、猶又政覺大僧正記、經尋記と記したのも、同様に大乘院寺社雜事記中のそれ等を指したものである事を斷つて置く。

二 南都繪所所の成立とその發展

上述した様な客觀的事情に依つて成立した南都繪所所の個々に就いて、それ等が如何なる事情の下に院家に所屬し、且中世を通じて如何に發展して行つたかを、まづ敘述の關係上應仁の亂以前の各座の各個人を中心として觀察して行くべき度いと思ふ。

イ 吐田座

さて本論に入るに當つて、先づ第一に指を屈せられるものに吐田座がある。吐田座には大乘院方と一乘院方の兩座があるが、最初大乘院方のそれに就いて述べて見よう。

大乘院方吐田座に就いては、雜事記文明四年十二月廿三日の條に、その相傳系を記した系圖があり、これは早くから巨勢氏系圖として古畫備考にも收載されて有名であるが、今敘述の必要上吐田座に關する部分のみを抄出して見ると次の如くである。即ち

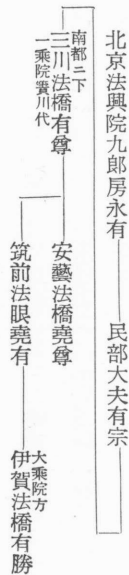


中世に於ける南都繪所の研究

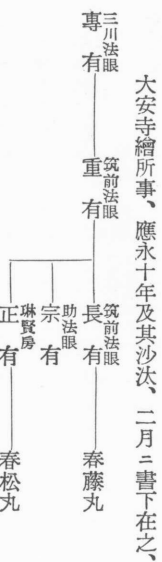
信乃公
堯有

圓勝房勢分
有尊
林賢房
正有

とあつて、この巨勢氏系圖に依れば、金岡の後公忠・公茂・公義・深江・弘高・是重・信茂・宗茂・兼宗・兼茂を経て有宗に至つて居る。然してこの系圖に付せられた傍註に依れば、藏人房永有に大乘院家とあつて、金岡の末孫が南都に下つて大乘院家の繪所となつたのは永有の時であつた事が考へられる。然るに不幸にして、永有の事蹟に就いては何等據るべき史料もなく、この傍註のみを以て、簡単にしかく斷定する事にはいさゝか躊躇せざるを得ない。所がこゝに雜事記の文明十八年九月の後附に次の様な興味ある系圖を見る事が出来る。即ちそれは



とあるものである。こゝに雜事記の後附と稱したのは、尋尊がその日記の後の餘白に見聞を記した留書の種類であつて、ある時にはこれが彼の日記の素材となつた場合が多く、日記として整理されない生々しい見聞の儘が記されて居るのを見る事が出来る。然しこの場合はその日記にこれに關する記事が見出されないで、彼がかく書き残した理由を發見する事は出来ないが、その後には續いて記された



とある記載に依つて、彼が何か大安寺繪所の故實を調査するの必要に迫られて、古記録を探索した時に、それ等の中から見出して書き付けたものと想像されるのであるが、これに依れば永有は北京法興院九郎房とあつて、南都とは何等の

連繫も見出す事が出来ない。然も巨勢氏系圖には

有宗——宗久——永有——有尊
となつて居るのに反し、これには

永有——有宗——有尊
の順になつて居り、然もその傍註に従へば、南都に下つたのは永有ではなく有尊であつて、一乘院實川代とその南都に下つたと思はれる時期まで明記されて居る。

この兩者の矛盾を解決する事は、餘りにも時代が古く、且つかゝる事柄に就いての史料を殆んど持ち得ない現在に於いては、大體に於いて不可能事に屬するが、今この後附の系圖に付せられた傍註を基として、二三の史料に依つて卑見を述べて見度いと思ふ。

まづ第一に問題になるのは、一乘院實川代とある傍註である。この一乘院實川は一乘院々主實川僧正を意味するものである事は明らかであつて、尋尊がその日記の文明二年四月廿五日の條に書き記した一乘院々主次第に依れば

第十二院主法務大僧正實信實川僧正

普賢寺殿下基通御息、承元三年出家、十二歳、良圓僧正弟子、信圓大僧正入室弟子、實尊大僧正門弟也、建保五年十一月廿八日被入大乘院實尊門室畢、仍實積院等得其讓畢、建長四年六月廿三日補大乘院々主、

とあつて、實川僧正實信が一乘院々主であつたのは、建保五年十一月廿八日大乘院實尊の門室に入つた以前である事が知られる。然して有尊が一乘院實川僧正の時南都に下つたといふ傍註を信ずるとすれば、その時期は少くとも建保五年以前の事と考へられなければならない。この推測を前提として我々は次の様な興味ある事實を見出す事が出来る。即ち治承の兵燹のため灰燼に歸した東大寺は、その後俊乘坊重源の勸進に依つて再建され、建久六年にはその再建供養が盛大にとり行はれたのであるが、東大寺續要録造佛の記載に依れば、建久五年十二月廿六日には、南中門の東方多聞天・西方持國天が快慶・定覺と稱する

二佛師に依つて、古規の二丈を更に三尺増して、二丈三尺の大に造り始められるが、その際その彩色に關係した繪佛師の交名を擧げて次の如く記して居る。即ち

東方天 繪佛師二十九人

大佛師有尊

小佛師十五人

有尊 西觀以下十三人交名略ス

西方天

大佛師定順

小佛師十三人

實祐 忠尊以下十一人略ス

寺家繪佛師十二人

大佛師勢順

小佛師十一人

慶仁 善長以下九人略ス

とあり、この東方多聞天の彩色に與つた繪佛師の中に大佛師として有尊の名を見出す事が出来る。この有尊を以て前の系圖に於ける有尊に比定する事は何等無理のない所であらうと思ふ。

この東大寺再建は非常なる大事業であつて、當時南都に集つた木佛師・繪佛師は共に國內に於ける斯道の精粹を蒐めたものであつて、繪佛師關係に就いて見ても、同書の言ふ如くんば漆八石を費し、大唐より輸入の朱のみにても二萬兩に達し、自餘の丹類は注する能はざる程の多量を消費し、彩色の爲に南都に集つた繪佛師はその總數八十名を算し、一體別の人員は二十人と注されて居る。かゝる好機に南都に下つた有尊が、その儘將來その職場として甚だ有利な南都に居着いて、院家所屬の繪所となつた事は、極めて當然の歸結であるとせねばならない。然して彼が院家に所屬した時期に就いては明らかではないが、前に擧げた後附の註に依つて建久六年以後建保五年に至る間とすべきであり、これは恐らくは建久六年以後間もない時であつたらうと推測される。

尙前に擧げた繪師の中定順・勢順に就いては、現在の所この記載の外に何等の史料をも有たないので、これ等のの人々と南都との關係に就いては、勢順が東大寺家繪師であつたらうといふ推測の他に、何等知る事を得ない。

かくして我々はこゝに雜事記文明十八年九月の後附にのせられた系圖の中、有尊に關する傍註を當然認めなければならぬ立場に到達した。然らばこの系圖と巨勢氏系圖との間に横たはる矛盾に就いては如何なる態度を持すべきであらうか。これに關しては、前にも言つた如く、何等の史料をも持たないので解決の方法もないが、次の様な推論は許されてよいのではないかと思ふ。

即ち有尊以前の傳系に就いては巨勢氏系圖の記す所が正しく、唯これに於ける永有に大乘院家とある傍註は當然抹殺さるべきであつて、南都に於ける吐田座の始祖は、前に言つた様な事情から有尊に求むべきであらうと思ふ。尙一乘院實川僧正實信の代にその所屬の繪所となつたものと考へられる有尊に、巨勢氏系圖には大乘院家といふ傍註があるのは、實信が建長四年大乘院第七代院主となるや、それに従つた故であると認むべきであつて、彼はかくして兩院家の繪所を兼ね、尋で巨勢氏系圖に記す如く、長男安藝法橋堯尊をして一乘院家繪所を嗣がしめ、次男筑前法眼堯有に大乘院家繪所を興へたものであらうと思はれる。即ち堯有の後である伊賀法橋有勝に前の後附の系圖が大乘院方の傍註を付して居る事はこの事實を示すものと思はれる。この有勝は巨勢氏系圖に見える伊賀法印有嚴と同一人であらうと思はれるが、有勝が何故に有嚴と改稱したかは明らかでない。

有尊の後大乘院方の筑前法眼堯有・伊賀法印有嚴・式部法橋有譽等の事蹟に關しては、記録の何等之に就いて記すものなく、詳にし得ないが、有譽の弟と思はれる信濃法眼行有に至つて、次の様な記述を見る事が出来る。それは貞治の春日社造替に際して、新權神主時有的筆録した「貞治六年春日社正遷宮記」にのせられた、春日社御合繪圖沙汰の注進状である。それに行有を主班とする吐田座の繪師の交名が擧げられて居る。即ち先づ二條方沙汰分として、社殿等

中世に於ける南都繪所の研究

彩色に就いて吐田座の受持分を擧げ、次に同人数交名として

大繪師行有信濃法眼、生年八十一歳、大乘院家繪所、自巨勢朝臣金剛十九代之孫也、

子息專有筑前法橋、生年四十三歳、御問師子并社禰等致沙汰之、

有尊民部法橋、生年四十七歳、舎弟有實少輔公、生年四十七歳、

圓有伊豫公、生年廿一歳、

の五人の名を擧げて居る。これに依れば、行有は貞治六年には既に八十一歳の高齡に達し乍らも、尙大乘院家繪所として、一座を率ゐて春日社造替の社殿彩色等の大役に精進して居る事が知られる。然してこの時には彼の長子と推測される帥法橋快有は既に亡く、快有の子伊豫法橋圓有が、尙伊豫公として廿一歳の若冠を以て祖父や叔父等に従つて居る。この時に於ける行有の後繼者としては、彼の次子筑前法橋專有も四十三歳の壯年であり、この後の吐田座は專有の一流に依つて相續されて居る。之等の外の民部法橋有尊及びその舎弟少輔公有實等に就いては、この人数交名以外には巨勢氏系圖もその名を載せて居ないので明らかでないが、彼等は恐らくは行有の兄有譽の子であらうと思はれる。

こゝで一應注意されなければならない事は、吐田座には同名異人が数人存在する事である。まづ有尊なる名を有するものに、始祖有尊を始めとし、右に述べた貞治の民部法橋有尊、文明の重有の子圓勝房有尊の三人がある。この文明の有尊は巨勢氏系圖には「圓勝房、勞分」といふ註が付せられて居る。所が寛正三年九月廿一日の條に載せられた重有の家系にはこの有尊に當るべき部分は□となつて居り、更に文明十八年九月の後附にある大安寺繪所相傳系圖には、彼に當るべき所に宗有の名が入れられて居り、助法眼と註されて居るのを見る。この宗有は有尊と全然別人であつて——この事に就いては後述する——有尊は雜事記文明六年八月十三日の條に依れば

去七日有尊圓勝房、入滅、吐田繪所舎弟、勞分也、

とあつて、最後まで繪師にはなつて居ない事が知られる。この他にも筑前法眼堯有と信乃公堯有の例があるし、又文明年間以後に於いても後述する様に三人

の琳賢の名を見る。

信濃法眼行有の後記録に現はれて来る者に應永年間に、「當寺家奉公者也」として吐田三位なる者があるが、(寺門事條々聞書、應永廿七年五月晦日)之は専有とすべきか、或は又源有に比定すべきか、今の所決定し難い。

この後吐田座が大乗院家繪所として活躍する状態が、確實な記録にはつきり現はれて来るのは、大乗院門跡經覺や尋尊の經覺私要抄・雜事記以後であつて、吐田座の世代にすれば重有以後の事に屬する。この重有は相當長期間に互る大乗院家への奉公の後、寛正三年七月廿二日終に入滅して居る。(寛正三年七月廿五日)この後彼の後繼者長有の時代に至つて、吐田座の嫡流は没落の過程をたどるが、これに就いては後に詳述する事とする。

尙巨勢氏系圖に、有尊の後堯尊・堯嚴に一乘院方の傍註が付せられて居るのを見る。これは前にも述べた様な事情で成立した一乘院方吐田座とすべきであらうと思ふ。

この堯尊に就いては建長三年正月五日より二月卅日にかけて、當時西大寺に在つた興正菩薩叡尊の命に依り、齋戒を持し餘筆を交へずして慈恩・三藏兩祖以下文殊・十六尊者・慶友尊者・南山大和尚・大智律師等の影像を圖し、更に又文永四年四月には、西大寺の師子彩色の命を受けて居る事が、興正菩薩感身學生記に見えて居る。その他同書には繪師に命じて諸種の影像を描かしめた多くの例を見る事が出来るが、それ等も恐らくは叡尊の知遇を受けた堯尊の手に成つたものであらうと想像される。尙これ等の外堯尊に關しては法隆寺關係の記録類に次の様な記載を見る事が出来る。即ち建長年中大和勢野の住人道寛法橋なる者が施主となり、法隆寺大勸進東大寺戒壇院實相上人や近衛兼經等の盡力に依つて、聖德太子御先身并御子孫男女等を曼荼羅に圖し奉つた時、この圖繪に與つた繪師は南都繪所安藝房堯尊であつた。建長六年この曼荼羅の圖繪が終功するや、實相はこれを兼經の許に持參した所、その優秀なる出來榮に感嘆した兼經は堯尊を法橋に推叙したと言ふ話が傳つて居る。(法隆寺緣起白拍子、古今一陽集)彼の

後嗣堯嚴も亦名工の譽高く、弘安年度の春日社造替に際しては、同社御合繪の作製に當つた大輔房慶實の作進のものが、「事外龜品」であつた爲、民部法橋堯嚴にその書改が命ぜられ、その終功と共に堯嚴は更に一階を加へて法眼に推叙されて居る。(弘安九年春日社造替記、弘安十年三月廿一日)

この後の一乘院方吐田座の消息に就いては、記録・系圖も何等それを傳ふる所なくして明白でないが、雜事記長祿四年八月廿八日の條に見える、興福寺東金堂尺迦三尊彩色相論の記事に依れば

吐田座之内助ハ一乘院家繪所也、

とあつて、依然吐田座の一流が一乘院家繪所として存續して居た事を示して居る。この記載と共に注意すべきものは、春日若宮神殿守記應永卅四年十一月二日の條に

若宮殿繪師吐田ノ亮法橋房ヨリ、祝酒ノ代二百文送ラル、春雄・宗時支配、

とある記事であつて、この記事は後述する様に吐田助座が當時既に春日若宮社殿の彩色權を有して居た事を證すると共に、他面には亦一乘院方吐田座が助或は亮を名乗つて居た事をも我々に教へるものである。かゝる事實に依つて、前に引用した大安寺繪所系圖に重有の子として載せられた助法橋宗有も亦當然一乘院方吐田座に屬するものである事を知り得るのであるが、それに就いては後に述べる豫定である。

口 芝 座

中世南都に於ける三座の繪所の中、前述した吐田座及びこの後述べんとする松南院座が比較的正確な相傳系圖を有するに反し、一乘院家繪所の中心をなすものと想像されるこの芝座のみは何等それに類するものも持たず、その上にその所屬した一乘院家關係の記録が殆んどない爲、その傳系も事蹟も何等知る事を得ないのは甚だ遺憾であるが、三四搜め得た記載に依つて、その一端をでも窺つて見る事とする。芝の名を記録の上に發見し得たのは、僅かに應永年代に

溯り得るのみであつて、然もそれは應永六年の興福寺供養兼日注文(春日神社文書第一、二頁)に芝二位とあるもので、それ以外には何等の事實も知る事が出来ない。それにも不拘芝座は大乗院方吐田座に相對立して、一乘院方繪所の中心として重きを成して居た事は否定出来ない嚴然たる事實である。

これに次いで芝座の消息を見る事の出来るものは、長祿四年の興福寺維摩居士像の背後倚屏上層裏面の墨銘であつて、それに依れば、惣座一乘院繪所人数七人の中に、芝として二萬武藏觀盛・五萬民部觀覺・六萬三河觀尊の三人の名が擧げられて居る。勿論これに依つては彼等が當時一乘院方惣座の二萬・五萬・六萬であつた事と、興福寺の佛像の修理彩色に與つたといふ事實以外には何等知る事は出来ないが、然し同年の寺門の除病藥師圖繪供養に際して、その本尊を描いた繪所芝座や、(長祿四年四月廿七日)又同年に吐田座と東金堂の釋迦三尊彩色に就いて相論した芝座繪所は、(長祿四年八月十六日)この觀盛を主班とした芝座であつたとする推測は、當然許されてよいと思ふ。

この他年時は明確にし難いが、古畫備考に寶徳頃として、眞興僧都の像を描いた芝三河法眼觀深の名を擧げて居る。(古畫備考下卷一〇五〇頁)これには興福寺別當大乗院經覺の贊があるといふので、かく寶徳頃とされたのであらうが、併し經覺はもつと後まで生存して居るので寶徳時代と斷定する事は出来ないが、長祿四年の芝座の三人よりも古い時代の者である事は當然考へられてよいと思ふ。或は三河といふ共通する稱號を持つて居るので、長祿の三河觀尊の父に相當する者かとも思はれるが、これも單に臆説に止るに過ぎない。

又古畫備考はこの他に、成徳芝法眼考に「暫鎌倉時代中頃ト定ム」とあり、本朝畫史にも「南都興福寺・東大寺其所畫多、春日安居之屋有相撲節會屏風、余觀彼所畫阿彌陀之像」とある記事を引いて、芝法眼尊海の名を擧げて居るが、(古畫備考下卷一四五〇頁)寡見未だ彼の名を記録その他の上に見る事が出来ないもので、この尊海に就いては古畫備考の説を擧げるのほか、何等方法を持たない。

然し我々はこゝに初期の芝座に關して興味ある事實を見る事が出来る。即ち

中世に於ける南都繪所の研究

吐田座にしても、松南院座にしても、その系圖を見ると、殆んど例外なしに吐田座には有、松南院座には尊或は智の字をその名の中に持つて居る事が見られる。かゝる事實を考慮に入れて前に擧げた四人の芝座の繪師の名を見ると、彼等の何れもがその名に觀なる字を冠して居る事が知られる。こゝに於いてその所屬の明らかでない南都繪師と稱せらるゝ人々に就いて見ると、「弘安九年春日社造替記」の中に、南都繪師觀實の名を見出す事が出来る。その弘安十年九月十四日・十月四日並びに同十三日の條に依ると、觀實は薩摩房と稱し、この時春日若宮の社殿及び御廊の朱沙塗及び鷹幽の板塗、同御前の獅子・狛犬の彩色を擔當して居る事が知られる。更に「春日社御造替之記」に依ると、この時彼がこれ等の彩色を引き請けるに際して、次の様な興味ある書狀を社家に出して居る事が見られる。即ち

師子・狛犬さいしきの事、文曆御造替之時者、一疋別一貫文ニ宛候て、大社・若宮兩御方御分十疋を十貫文にてさいしきて候よし承候き、當時ハ其時ニ何事も一傍して候へとも、所詮ハ任以前之例一疋別一貫文宛候者可沙汰進候、御神殿朱事已被仰付他人候之上者、非無其痛候歟、相計候了、追可令申入候、以此趣可有御披露候、恐謹謹言、
五月十七日
觀實

とあるものであつて、この書狀は種々の興味ある事實を我々に示して呉れる。先づ文曆造替の例を擧げて居るが、これは文意に依れば彼の父か或は彼の座がそれに關係して居た事を暗示するものであつて、觀實を芝座の一員とすれば、芝座の成立に就いては、少くとも文曆以前にまで溯る事が出来るのであつて、芝座も吐田座や松南院座と同様に、中世初頭の成立にかゝるものであると見てよいのではないかと思ふ。

次に興味があるのは、獅子・狛犬の彩色料が一疋別一貫文とされて居る事である。これは松南院座の尊蓮房朝命が文永七年内山永久寺の鎮守社の獅子を彩色して一貫文を與へられた事と對比して(内山之記)面白と思ふ。尙この書狀の中に「御神殿朱事已被仰付他人候」とあるは、春日社一・二の御殿及び三・四の

七

御殿の彩色が夫々南都繪師大輔房慶實と京都繪師道詮に仰付けられた事を言ふのであらう。(弘安九年春日社造替記) この南都繪師大輔房慶實も亦、觀實と流を一にする芝座の一員であつたと思はれるものであつて、それは文明以後ではあるが芝座に慶順の如く慶字を冠する者のある事や、後に擧げる春日社彩色權分配表に依つても想像し得るものである。

尙觀實及び慶實に就いては、これ等の場合の外に興福寺本堂金剛力士像の正應元年の胎内修理記に、木大佛師岩見公善増と名を連ねて居る「繪大佛師薩摩公」(興福寺大鏡第一、解説九頁)や、文保二年法隆寺中門仁王像を彩色した法隆寺大工の南都太輔房(法隆寺別當記、古今一陽集、猶斑鳩嘉元)は夫々觀實・慶實に比定して大過ないものと思ふ。

これ等の記述に依つて芝座には當時に於いて少くとも嫡流とその他の二流が存在して居たと想像されるが、それ等に就いてはこの他に何等知る事が出来な

い。尙又元應二年の春日社遷宮記に南都繪師「タイ正院桶井ノ繪所」なる名稱を見るが、この桶井とあるは龍花院郷内にある地名であつて、(長祿元年十一月十三日)芝繪所坊地が後述する如く少くともその近邊であるべきであつて、吐田座がその坊地が吐田郷にあつたにも不拘、二條通に面して居た故に二條の名を以て呼ばれたと同様に、この桶井ノ繪所も芝座と見てよいものでないかと思ふ。尙この記載の中に芝座が關係した弘安造替の先例が云爲されて居る事もこの桶井ノ繪所を芝座なりとする一證左となるものであらうと思ふ。

ハ 松南院座

吐田座・芝座の他に、初め一乘院家に屬し後に大乘院家の被官分となつた松南院座がある。幸な事には前に述べた吐田座と同様、我々はその傳系を記した二つの系圖を擧げる事が出来る。それは彰考館本興福寺三綱系圖に載せられたものと、光明院實曉がその見聞を書き記した習見聽諺集(實曉記三)に、尊智流繪所

として長寛法橋の申分を注したものとである。後者は實曉も「重而系圖借請可書寫者也」と言つて居る様に、聞書であつて、實曉の時代に近い尊惠以後は正しいものと思はれるが、それ以前には相當誤謬が多い様である。之に比して前者は江戸初期に一乘院の坊官二條寺主憲乘の書寫したものであるが、その奥書に言ふ如く

此正本者先祖筆也、反古書之間令新寫、古本者借失畢、大乘院殿仁類本在之、南院書寫置之由傳聞之間、令恩借此新寫與令校合之所、毛頭無相違者也、

とあつて、その由緒も明らかであり、その内容を仔細に検討して見ると、中世末期の——少くとも實曉が尊智流繪所系圖をその習見聽諺集に書き記した時より以前の成立にかゝるものと推測され、且兩門跡に相傳されたと認められるものであるから、まづ依據するに足るべきものであらうと思ふ。今三綱系圖記す所を擧げて見ると次の如くである。即ち



とあつて、嚴信以前は尊卑分脈(村上源)に載せられたものと合致する。

こゝで先づ第一に問題になるのは、この松南院座が誰の時代に何時南都の院家に所屬したかと言ふ點である。嚴信か尊連か尊智かこの三者の經歷に何か南都との關係が見出されないであらうか。かゝる觀點に立つてまづ注意されなけ

ればならないのは、實曉が習見聽諺集に松南院繪所と記さず、尊智流繪所とした事である。この事實は實曉時代に於ける松南院座が、尊智をその始祖として仰いで居たものである事を想像せしめる。然りとすれば尊智が如何なる畫歴を持つて居たかは、こゝに於いて一應糺明されなければならない問題となる。

尊智の名が確實な記録に現はれて来るのは、管見に於いては明月記建永二年五月十四日の條を最初とする。この年後鳥羽上皇は最勝四天王院を建立せられたが、藤原定家に命じて御堂の障子に四人の畫工をして名所繪を描かしめられたが、この四人の畫工の中に我々は尊智の名を見出す事が出来る。即ちこの四人の畫工は、大輔房尊智の他、内舍人兼康・信能房康俊・八幡男光時であるが、彼等はこの日四天王院に參入して描くべき障子を下檢分し、まづ下繪を書き進ずべき命を受けて居る。この時尊智にあてがはれた分は、春日野・三輪山・龍田山・泊瀬山・若浦・吹上濱・富士山・淨見關・大井河・宇治・相坂關の十二であるが、特に彼に大和方面の名所を描くべく命ぜられた事は、彼と南都との關係を物語るものではないかと想像されるが、後に擧げる如き二三の反證もあつて、今違にしかく斷言する事も出来ない。彼はこの後建曆三年の法勝寺九重塔建立にも、繪師良賀と共にその員に加はり、(明月記、建曆三年四月廿六日)更に貞應三年四月に建立された四天王寺聖靈院の繪堂に九品往生人の畫圖を描き、(門葉記六十八、今一)更に石清水八幡宮の黒漆厨子の左右の扉に不動明王及び焰魔天像を圖繪して居て、(佛像目錄、石清水八幡宮、帷宮記録二十所收)南都との關係に就いてはその據點を見出し得ない様であるが、他面南都關係の記録から彼の畫歴を求めて見ると、次の様な事實を見出す事が出来る。即ち承久元年に造立された法隆寺舍利堂に、その後同四年には彼は聖德太子の勝鬘經講讚御影を畫いて居る。(古今一陽集、法隆寺別當記、斑鳩嘉元記、法隆寺棟記)又内山永久寺の十六善神の圖像を描いたのも彼尊智であるし、(内山之記)興福寺中院角堂の八角厨子に祖師像を畫いたのも彼であつた。(文明十五年十一月廿二日)これ等の點から考へて見ると、始め京都に在つた尊智は、後何等かの理由で南都に下り、院家所屬の繪所となつたものではないかと想像される。即ち有尊が鎌倉初期に

南都に下つて、大乘院方吐田座が成立した如く、松南院座も尊智の時代に南都との關係が成立したものとこの想像は許されてよいものではあるまいか。猶彼に就いては、明月記は大輔房尊智或は繪師尊智とし、門葉記も單に尊智とのみ記して居るが、石清水佛像目錄や南都關係の記録には、大輔法眼尊智或は尊智法眼と記されて居る。尊智が法眼に敍せられたか否かに就いての確證はないが、弘長三年の參詣記を引いた内山之記には

十六善神尊智法眼之筆也、

と記されて居るし、又承久四年の勝鬘經講讚御影に就いても、法隆寺棟記に依れば、その建武五年の修復の記事に

此御影者、尊智法眼承久四年三月十一日奉圖繪之、押手名在之

と記されて居り、この記載に依れば承久四年の銘文があつてかく記されたものと思はれるので、まづ彼が法眼に敍せられた事は事實と見て差支えないと思ふ。最後に尊智に就いて問題になるのは、前に引用した三綱系圖にある「伏見院御宇人也」といふ傍註である。これのみに依れば、鎌倉初期の尊智は伏見天皇御宇の尊智と別人であり、二人の尊智存在説が成立しそうであるが、三綱系圖に尊智の後に記されて居る快智すらが、永仁三年十二月日の東大寺大佛師良有並法橋專惠の申文(東大寺文書三、第三回探訪)に依れば、既に故人として「故快智大夫法印」と記されて居る事實があつて、尊智の二人存在説の成立を否定する。然らばこの傍註を如何に解釋すべきか問題になるが、これは恐らく後に書き加へられたものであつて、尊智に就いては寧ろ抹消すべき性質のものであらうと思ふ。

次に尊蓮であるが、三綱系圖には



と記され、彼は尊智の兄弟か或は兄弟弟子の如く考へられるが、實曉記す所の尊智流繪所系圖には



とあつて、彼が尊智の後繼者の如く記されて居る。尊連の畫歴を見ると實曉の記した方が正しい様に思はれないでもないが、然し三綱系圖のこの二者の關係を否定する根據もないので、これ等の問題に就いては彼等の關係を物語る新史料の出現に俟つより他仕方がない状態にある事を遺憾とする。石清水佛像目錄に依れば、前述した黒漆厨子の左右及び後壁に兩界曼荼羅を始め地藏菩薩及び八幡大菩薩像を描いたのは、眞佛房即ち「太輔法眼尊智舍弟太郎入道也」とされて居るが、この眞佛房太郎入道を尊連に比定する事も未だ早計の譏を免れないものと思はれる。従つてこゝに於いては二三尊連に關する史料を紹介して卑見を述べる事に留める。内山之記に依れば尊連は建長五年九月内山眞言堂の十二天四天を圖繪して居るが、更に注意すべきは、同記に引用されて居る文永七年の鎮守造營日記の記事である。即ち

朱塗事 大佛師尊連房法橋朝命相共小佛師二人
而塗懸五ヶ日塗了

自七月十二日塗始之、朱沙百五兩、直四佛師手暇料錢一貫五百文并所塗殘朱賜之畢、

又澆所付子丹器之朱五兩許在之、加所賜之朱都合七兩也、則刻持歸南都之家略下

とあるものであつて、この記事は尊連自身に就いてのみならず、その外種々の點に重大な意義を持つものである。先づ尊連自身に關しては、この割註に依れば既に法橋に敘せられて居り、更に大佛師職に補任されて居る事も知られる。その上に尊連は彼の本名でなくして房名であり、實際は尊連房朝命であつた事も明らかになる。従つてこの造營の時繪馬を描き、獅子を彩色して一貫文を興へられた朝命が彼であつた事も解る。これ等の事よりも更にこゝに於いて重要性を持つものは、手間料として錢及び塗残りの朱を興へられて、「則刻持歸南都之家」といふ記載である。これに依つて松南院座は彼の時代には、南都に居を構へて、繪所として院家に所屬して居た事が想像されるのである。

實曉は尊連について

尊連 此間未在之

命尊

此間ニモ未在之

快智

として居るが、この快智と命尊は三綱系圖の記す如く、置きかへらるべきもの

であつて、快智に就いては、弘安元年龜山上皇南都御幸の際、御前に召されて畫伎を上覽に供して居り、その時座に在つた勘解由小路兼仲は、その勘解由弘安元年十月廿四日の條に於いて

繪師快智法印參會、依召祇候御前、被見畫圖筆勢等、公望・廣貴等筆勢云々、

と記して居るが、その後十數年を出でずして死歿したものである事は、前述の如く永仁三年には既に故人とされて居る事に依つて知られるが、東大寺大佛師良有等の申文に依れば、その生前興福寺金堂内陣の畫圖を描く事を命ぜられて居る。命尊に就いては、興福寺金堂本尊吉祥天女像の彩色に關係し、その臺座の裏板墨銘に大佛師寬慶と共に、「繪師大佛師法眼命尊」とその名を連ねて居る。この像は曆應三年五月晦日唐招提寺に於いて造立供養が行はれ、越へて六月一日に金堂に入れ奉つたものであるから、(興福寺大鏡第
一、解説四頁) 命尊は南北朝時代の人であつた事が明らかになる。

命尊の後頼尊・圓尊等の事蹟は詳にし難いが、因幡法眼尊恵に至つて我々は興味ある事實を見る事が出来る。それは前にも挙げた如く、興福寺東金堂維摩居士像の長祿四年の墨書銘に惣座一乘院方としてあげられた繪所人數七人の中に「小波一萬因幡法眼尊忠」と「小波七萬出雲尊順」とあるものである。この尊忠とするのは興福寺大鏡(十大寺大鏡所收) 第一の維摩居士像の解説(一九) に依つたものであつて、實際の銘文を見ないので斷言は出来ないが、忠と恵の早字はよく似て居るので、これは恐らくは尊恵の誤讀であらうと思ふ。こゝに於いて問題になるのは尊恵及び尊順の上に書かれた小波の二字である。これはこの銘中の他の五人にも夫々芝或は京ハテと書かれて居る所から、彼等の所屬の座の坊地の所在を示して居る事が明らかであるが、小波は然らば何處であつたか問題となつて来る。雜事記寛正四年三月三日の條を見ると

松南院住繪所因幡法眼今日入滅云々、

といふ記事がある。この繪所因幡法眼は尊恵である事は明瞭であつて、之に依つて彼が松南院に住して居た事が知られる。三綱系圖には尊順に小南院の註が

あり、その他雑事記は尊順や清賢等呼ぶに小南院（松とする時も勝とする場合もある）某として居る。之等の事實から見て松南院と小波との間には共通した何物かゞ考へられる。即ち尊惠の住した松南院は小南院とも書かれ、所謂元興寺郷中の一地名であつて、（長祿四年閏九月十七日）元松南院のあつた跡と言はれて居り、大和史料（上巻四）に依れば、現在松南院は「ソウナミ」と呼ばれて居る。従つて松南院は古く「ソウナミ」と呼ばれてたものと見て差支えなかるべく、小波は即ち松南院の宛字である事が諒解される。かゝる點から實際の言ふ尊智流繪所は三綱系圖に小南院と註のある尊順以前にも松南院に住して居た事が明瞭となり、尊連房朝命の「南都之家」も或はこの松南院にあつたものでないかと想像される。然もこの長祿四年の銘文は尊惠・尊順が何れも惣座一乘院の一藤及び七萬であつた事をも示して居る。雑事記には清賢を「松南院大輔法眼他門」（延徳四年五月晦日）と記して居るが、雑事記に於ける他門なる語の使用例は概ね一乘院を指して居るので、清賢も始め一乘院所屬の繪所と考へられたのであるが、長祿四年の銘文に依つて、松南院座は古くより一乘院家所屬の繪所であつたといふ事は、こゝに確實な據點を見出す事が出来た譯である。

然しこゝで一應問題になる事は、一乘院家所屬の繪所であつたと考へられる尊連房朝命が、何故に前述の如く大乘院の末寺である内山永久寺の仕事に關係したかと言ふ事である。内山永久寺は長谷寺・菩提山寺・信貴山寺・安位寺・釜口長岡寺・萱尾圓樂寺・三輪平等寺・東小田原隨願寺・橋樹橋寺・中山興法寺等と共に、大乘院家末寺として自然の所用を仰付くべき寺であり、（康正三年四月）大乘院家和州知行山寺であつた。（同年六月十七日）然しこれは朝命の時代からすると遙かに時代の降つた康正年中の支配状態であるが、更に溯つて内山永久寺草創當時の事情を見ても、雑事記の記す所に依れば

此寺ハ爲鳥羽院御願永久年中建立、本願二人アリ、尋範大僧正・頼實僧都□□□也、尋範ヨリ菩提山本願信圓ニ相傳、其後代々當門跡知行也、（康正三年四月廿九日）（内山永久寺の割註）

とあつて、尋範から信圓に相傳されて大乘院の末寺となつたものである事が分

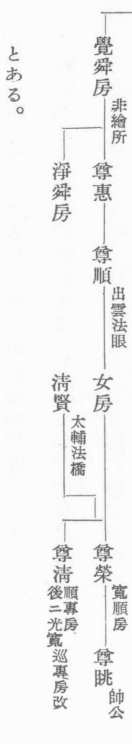
る。従つて朝命が内山永久寺の仕事をした時には、永久寺は既に大乘院の末寺となつて居たものであり、この大乘院の末寺に於いて、一乘院家所屬の繪所である朝命が仕事をしたといふ事には、後の自由競争時代は知らず、當時に於いては解決し難い矛盾がある如く考へられる。然し乍らこの矛盾は次の様な事情の説明に依つて解決出来ると思ふ。即ち當時に於ける一乘院家と大乘院家との關係は、極めて密接且圓滑なるものがあり、一二の例を擧げるならば、内山本願尋範は始め大乘院第三院主であつたが、永萬二年一乘院主となつた信圓が成仁するや、承安二年に至つてこれと交代して、彼自身は一乘院第九院主となり、信圓に大乘院第四院主の地位を譲つて居り、又前述した如く一乘院第十二院主實川僧正實信が信圓の入室弟子であると共に、大乘院第五院主實尊の門弟でもあつて、大乘院第七院主となつた如く、更に又文永頃大乘院々主であつたと考へられる尊信の弟子隆信が一乘院々主信昭の弟子となると言ふ様に、（文明二年四月）當時の兩院家は二體同心の形にあつたと考へられる程であつた。この關係は觀應二年の兩院家の確執に至るまで繼續したものと見てよかるべく、又その草創の事情から考へても、たとへ大乘院の末寺であつたとは言へ、永久寺と一乘院家との關係も亦相當密接なものが考へられるので、尊連房朝命がこゝをその職場としたといふ事に就いての説明はつくものと思はれる。

以上應仁の亂以前に於ける南都繪所、即ち吐田・芝・松南院三座の成立及びその發展に就いて、簡單乍ら考察して來た。次に残された東大寺繪佛師その他二三の問題に就いて考察の後この章を終り度いと思ふ。

註 習見聽諺集第三には

一尊智流繪所長寛法橋申分注之、重而系圖借請可執寫者也

尊智——尊連——此間未在之——命尊——此間ニモ未在之——快智



ニ 東大寺繪佛師その他

東大寺は南都に於いては、興福寺よりも古い傳統を有し、奈良朝時代に於いて既にその造寺司の組織の中に、畫工として東大寺司人を有したが、それが平安奠都の後上代を通じて東大寺の組織の中に存續して來たか否かに就いては、何等の史料をも有しないので明らかでないが、少くとも建久の再建に際して寺家繪佛師として大佛師勢順の外小佛師慶仁以下十一人が存在して居た事は否定出來ない所であるが、(東大寺續要)その後彼等の流がどうなつて行つたかに就いては何等知る所がない。

永仁三年十二月の東大寺大佛師良有並法橋專惠等の申文に依ると、(東大寺文書三、第三四)彼等の言分とする所は、東大寺の大鼓彩色に就いて、大佛師等を指し置いて重命法橋なる者に命ぜられた事に對する抗議であつて、その文中に

抑先年大鼓採色事、任舊例大佛師故春慶相模法眼、等致採色畢、於賴眞越前房、者不存知仕者也、

と言ひ、又興福寺金堂内陣の繪に就いて、始め故快智に命ぜられたが、大佛師善眞が子細を申すに依つて、改めて善眞に仰付けられたといふ先例を述べて、改めてこの大鼓彩色を大佛師等に命ぜられん事を愁訴して居るのであるが、この興福寺の先例を示す快智は前述の様に松南院座の繪師である所から考へて、この相論は木佛師對繪佛師の權利爭議と推測される。従つてこの場合に於ける越前房賴眞及び重命法橋は何れも東大寺所屬の繪佛師ではなかつたかと考へられる。又東大寺續要錄^{拜堂}に引かれた拜堂用意記の中に、木佛師その他種々の商工人の座と共に

繪佛師兩座^{繪大佛師下後二口了}

と記されて居る事實も見られる。これは或は前述の三座の中のものと言ふのではないかとも想像されるが、今の所何とも斷言出來ない。

更に二月堂修中練行衆日記二康永二年上七日練行衆交名の後に、二月九日の

二月堂失火の記事があるが、その中に繪佛師寛文の名が見えて居る。之も或は東大寺繪佛師の流でないかとも考へられるが、何分にも數多く殘された東大寺關係の記録・文書の中に、何等東大寺繪佛師に關する記事を見る事が出來ない現在、それ等の問題に就いては將來を期待するより他何等方法もない。

この他にも我々は前述の三座の相傳系の中に見出されない數人の南都繪師を、少ない寓目の中に發見する。之等の人々は前述の三座に所屬する人々であつたか、或は又右に述べた様な、現在我々の知り得ない東大寺繪佛師の流が猶存在して居て、それに屬すべき人々であつたかに就いては明らかでないが、こゝにそれ等の人々の事蹟を擧げて、その解決を大方の示教に期待し、又彼等の所屬を決定すべき新史料の發見に俟ち度いと思ふ。

まづ文永年間に光圓があり、彼は法隆寺食堂本尊藥師如來像の修理に参加して居て、同像の厨子後板の文永五年十二月の墨書修理銘に

繪師光圓^京

とその名を残して居る。次に延應元年五月法隆寺中門の金剛力士の彩色が行はれたが、法隆寺別當記に依れば、

東方一體成修房興福寺畫師、西方一體興福寺繪師、大工二人・伴五人、

とあつて、この彩色に關係した興福寺繪師は三座の中何れかに屬すべき人であつたと推測されるが、遺憾な事にはその名が記されて居ないので、これ以上何等知る事を得ない。

その他康暦元年に弘法大師行狀記を描いたといふ南都繪師祐高法眼^{好古小錄}に就いても、又同二年法隆寺護摩堂の矜羯羅童子の臺座墨書銘にその名を残して居る南都住持現房清玄^{造像銘記}にしても、至徳二年子息死去の穢に依つて、春日社造替の彩色に従事すべきか否かを神主に尋ねて居る繪師大夫寺主に就いても同様である。^(文安四年春日社造替記)

最後に春日繪所の問題に就いて卑見を述べて見度いと思ふ。中世に於いて住吉や宅間派の繪師に春日を號して居る者が多い。古くは藤原隆能も春日を號し

たと言はれて居る。(古畫備考下卷) 三條西實隆も禁中に於いて黒戸の十五圖を見て(實隆公記、長享) (三年五月七日)

筆跡殊勝春日繪所行光、百四、五十年前以前者云々、驚目者也、

と言つて居り、更に住吉具慶の袖中抄を新井白石が寫したと言ふ本朝畫師に收むる所の土佐系圖の行秀の註にも

左近將監、任春日繪所、依號春日修理亮、此末孫奈良ニアリ、

と記されて居り、その他かゝる例は數多く見出される。かゝる説は本朝畫史等にもそのまゝ取り入れられて、その栗田口隆光の條に(日本書畫苑第

二、三〇九頁) 我聞、宅間・住吉・栗田口・芝四人者春日畫所也、共住南都、世業寫佛像、國史所謂

繪佛師是也、至于今畫佛像者稱畫所、

として居り、古畫備考等も何等の批判もなくこの説を認めて居る。(古畫備考下卷、一四五頁)

これ等に依れば春日繪所と稱せられた繪師は何れも南都に住して居り、春日社には春日繪所と稱する一つの職制が存在して居たかの如く考へられる。然も

稚兒觀音緣起

稚兒觀音緣起と稱するものには本朝畫圖品目に繪住吉豊後法橋、詞爲重卿といふもの一巻と、倭錦に繪吉光、詞經朝卿といふもの一巻とがある。二者の同異を明かにしないが此處に掲げられた一本は筆者に關する從來の鑑定より推せば倭錦所載のものに當る。豫て侯爵蜂須賀家に在つてその名を傳へ、近く大阪

稚兒觀音緣起

事實は之に反し、芝以外の之等の人々は南都に住したものでなく、又春日社にも春日繪所なる職制は存在しなかつたと見るべきであらうと思ふ。從來春日繪所として喧傳されて居る融通念佛緣起の筆者修理亮行秀を例に取つて見ても、最も手近く古畫備考(下卷、一四七七頁)にその署名が載せられて居る。それに依れば

春日

繪所預修理亮行秀(花押)

とあつて、これは決して春日繪所預修理亮行秀を意味するものでなく、繪所預春日修理亮行秀を示すものである事に注意しなければならぬと思ふ。かゝる點から見ても春日繪所なる職制は存在しない事が明らかであつて、實隆公記等に春日繪所と言はれたのは、春日なる號と繪所なる職名が混同されて、かく書かれたものであつて、住吉具慶や本朝畫史はその誤謬を更に一步進めて、春日繪所なる職制の存在と、従つてそれ等の繪師の南都居住を空想したものであらうと思ふ。(未完)

渡邊

池戸氏の藏有に移つたものである事は云ふまでもなく、又且て繪畫叢誌第九十及び九十一號に詞書を載せ、國華第三百三十號に紹介された。

本繪卷の物語はその詞書末段に云ふ如く奈良興福寺別院菩提院の十一面觀音像の緣起に關するものである。昔長谷寺の程近くに住める上人があり、齡六十